

千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱

令和4年5月24日 担い手第339号制定

(趣旨)

第1条 知事は、農業従事者が減少する中、次世代を担う農業者の育成・確保によって持続的な力強い農業の実現を図るため、千葉県経営発展支援事業実施要領（令和4年5月24日付け担い手第339号。以下「県実施要領」という。）に基づいて行われる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に対し補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(経費及び補助率)

第2条 第1条に規定する事業の区分、経費、事業実施主体及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県経営発展支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項

(承認の手續)

第5条 前条第1項又は第2項の規定による承認を受けようとするときは、千葉県経営発展支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第6条 規則第6条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(軽微な変更)

第7条 軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による事業の遂行状況の報告は、当該補助金の交付の決定があった年度の日の属する四半期及び第3・四半期の末日現在において、千葉県経営発展支援事業補助金遂行状況報告書(別記様式第3号)を作成し、当該四半期の最終月の前月末までに知事に提出しなければならない。

ただし、別記様式第9号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため、知事が必要であると認めるときは、市町村長に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 市町村長が規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業の完了した日(第5条による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに千葉県経営発展支援事業補助金実績報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、規則第12条後段の規定により、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日までに千葉県経営発展支援事業補助金年度終了実績報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、第3条第2項のただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 市町村長は、第3条第2項のただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を千葉県経営発展支援事業補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第6号)により速や

かに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年５月３０日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（事業遅延の届出）

- 第１０条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに千葉県経営発展支援事業補助金遅延届出書（別記様式第７号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- ２ 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（交付の請求）

- 第１１条 規則第１５条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県経営発展支援事業補助金交付請求書（別記様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

- 第１２条 規則第１６条の規定による概算払を受けようとするときは、千葉県経営発展支援事業補助金概算払請求書（別記様式第９号）を知事に提出しなければならない。

（財産管理）

- 第１３条 市町村長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ２ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第１４条 規則第２１条第１項第４号及び第５号の規定により知事が定める財産は、それぞれ１件の取得価格が５０万円以上のものとする。
- ２ 規則第２１条第１項に定める財産の処分を制限する期間は、補助金等交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年４月３０日農林省令第１８号）第５条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- ３ 市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- ４ 補助事業により取得又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当

たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 4 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、規則第 6 条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- （１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- （２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第 3 項又は第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 15 条 補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金等の経理）

第 16 条 市町村長は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

3 市町村長は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（別記様式第 10 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の経由）

第 17 条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の農業事務所の長を経由するものとする。なお、所轄の農業事務所が定まっていない場合には、知事に直接提出するものとする。

附則 この要綱は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 1 月 12 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（補助金交付要綱第2条、第4条及び第7条関係）

区分	経費	交付先	補助率	補助対象 事業費の上限額	重要な変更
千葉県 経営発 展支援 事業	県実施要領 に基づいて 行う事業に 要する経費	市町村	3/4以 内 (国1/2以 内、県1/4 以内)	1,000万円(た だし、経営開始資 金の交付対象者 の場合は500万 円)	1 事業内容の 新設又は廃止 2 事業実施主 体の変更 3 事業費の30 %を超える増又 は補助金の増 4 事業費又は 補助金の30%を を超える減 5 区分の欄に 掲げる千葉県経 営発展支援事業 の経費から推進 事業の経費への 流用 6 区分の欄に 掲げる初期投資 促進事業の経費 から推進事業の 経費への流用
初期投 資促進 事業	県実施要領 に基づいて 行う事業に 要する経費	市町村	3/4以 内 (国1/2以 内、県1/4 以内)	1,000万円(た だし、経営開始資 金の交付対象者 の場合は500万 円)	
推進事 業	市町村等が 実施する助 成金の交付 等に係る推 進事務を行 う経費	市町村	定額		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、千葉県経営発展支援事業補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 補助金の種類
千葉県経営発展支援事業補助金（〇〇〇〇〇）
- 2 事業の目的、内容及び計画（又は実績）
別紙のとおり

※（〇〇〇〇〇）には別表の区分の事業名を記載すること。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A + B + C + D)	負担区分				備 考
		国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村 補助金 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

※ 区分には別表の区分の事業名を記載すること。

※ 備考欄には消費税仕入れ控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には、「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 県費補助金 市町村補助金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

※ 区分には別表の区分の事業名を記載すること。

6 添付資料（交付申請書の場合に限る。）

（１）定款、寄附行為等及び収支予算（事業実施主体が民間団体の場合）

（２）予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

別記様式第2号（第5条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県経営発展支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更内容（別記様式第1号の別紙に準ずる。）

（注）補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号（第8条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県経営発展支援事業補助金について、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（第〇・四半期末現在）

区 分	計画事業費	事業の遂行状況			
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの	
		出来高事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日
	円	円	%	円	〇年〇月〇日

2 事業開始年月日 〇〇年〇月〇日

- （注） 1 区分の欄は、別記様式第1号の別紙「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。
- 2 根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しを添付すること。

別記様式第 4 号（第 9 条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県経営発展支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

（注）

- 1 記の記載事項は、別記様式第 1 号の別紙に準ずる。
- 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 助成対象者に対し補助金を交付している場合にあっては、記の 5（2）の備考欄に、補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 以下の資料を添付すること。
 - （1）財産管理台帳の写し
 - （2）各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料又は帳簿等の写し
 - （3）市町村が助成対象者に支払った証拠書類の写し

別記様式第 5 号（第 9 条第 2 項関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県経営発展支援事業補助金について、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、その実績を報告します。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A) の うち年 度内支 出済額	概 算 払 受 入 済 額	(A) の うち 未 支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇							
年度内 完了分 〇〇〇〇							
合計							

（注） 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別紙様式第6号（第9条第4項関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金の仕入れに係る消費税等
相当額報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県
経営発展支援事業補助金について、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第9条
第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 達第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状
況を記載
〔 〕
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

（注）助成対象者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第7号（第10条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県経営発展支援事業補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日までに完了時期を延期したいので承認されたい。
（注2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
〇〇〇〇〇〇 補助金	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

4 区分の〇〇〇〇〇には別表の区分の事業名を記載すること。

別紙様式第 8 号（第 1 1 条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇達第〇〇号で額の確定のあった千葉県経営発展支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (A－B)	備 考
	円	円	円	
計				

（注）区分の欄は、別表 1 の区分の欄の事業名を記載する

振込先

- 1 口 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号△△△△△△△
2 口座名義人：□□□□□

別記様式第 9 号（第 1 2 条関係）

令和〇〇年度千葉県経営発展支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

令和〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定のあった千葉県経営
発展支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項の規定によ
り、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

区 分	交付決定額 (A)	今回請求額 (B)	既受領額 (C)	残額 (A－B－C)
	円	円	円	円
計				

（注）区分の欄は、別表 1 の区分の欄の事業名を記載する

振込先

- 1 口 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号△△△△△△△
2 口座名義人：□□□□□

市町村（事業主体）名

財 産 管 理 台 帳

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分（円）					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処 制 分 限 年 月 日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補助金	県費	市町村費	その他					
								0									
								0									
								0									
	計							0	0	0	0	0					
								0									
								0									
								0									
								0									
	計							0	0	0	0	0					
	合計							0	0	0	0	0					

- (注) 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。